

練馬こどもカフェ 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和3年5月 第1版

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
こども施策企画課

はじめに

練馬こどもカフェは、区が、区の区内に所在する保育所に従事する保育士、栄養士もしくは看護師または区内に所在する幼稚園に従事する幼稚園教諭等を、区と事前に協定を締結した喫茶店、飲食店等を経営する事業者等の店舗に派遣し、実施する事業で、在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進することを目的として開催してきた。

新型コロナウイルス感染症については、今後も長期的な対応が求められ、これからの一定期間、新たなウイルスとともに社会生活を送っていかねばならないという認識のもと事業を運営する必要がある。

こうした状況を踏まえ、事業の対象である在宅子育て世帯の親子が安心して参加できるとともに、事業の担い手となる従事者の感染リスクを回避できるように、基本的な感染症対策をまとめた練馬こどもカフェ運営のガイドラインを定める。

1 練馬こどもカフェ事業の実施における基本的な感染症対策の考え方

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を講じる。

(1) 3つの密を可能な限り回避する

- ・会場の規模を考慮した定員を設定することで密を避ける。
- ・換気を徹底する。

(2) 手洗い、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施

- ・参加者および従事者に、手洗いや手指消毒液の使用を徹底する。
- ・参加者および従事者に、検温を実施する。
- ・会場内でのマスク着用や咳エチケットなど、感染症対策の基本となる行動を実践する。

(3) 消毒の実施

- ・会場内および使用する物品の消毒を実施する。

(4) 感染予防の視点に立った運営

感染症の拡大を回避するため、従来の「民間カフェ等で、飲み物を飲みながら事業に参加し、学んだり遊んだりしてリフレッシュする」から、「民間カフェ等の雰囲気を楽しみ、同じ状況で子育てする親同士での交流や子どもへの遊び・学びの場の提供」を行うものとして運営する。

2 事業の告知および申込受付時における感染症予防対策の周知

事業の告知を行う際には、事業の内容や申し込み方法と併せて、本ガイドラインで定める感染症予防対策を記載し周知する。

- 例
- ・事業の前日および来場前に検温を行い、体調管理に協力すること。
 - ・発熱、咳などの症状がある場合は体調を最優先し、参加を控える。
 - ・保護者は必ずマスクを着用。また、咳エチケット、会場到着時の手洗いや手指消毒を行う。

参加者には、感染症予防対策に了承のうえ参加することを求める。

3 開催時における感染症予防対策

(1) 会場設営

- ・会場となる民間カフェ等の設営については、協定事業者と連携し対策を行う。
- ・参加定員を半分程度に制限し、参加者同士の間隔を確保する。参加者同士が向かい合わないようにするなど、着席位置にも配慮する。
- ・受付時にも、人と人との間隔を確保する。
- ・会場の換気をこまめに行う。

- 例
- ・2方向の窓・ドアを毎時2回・1分以上開放する。
 - ・基準を満たす換気装置により随時換気を行う。
 - ・複数の窓およびドアを常時明ける。

- ・事業開催前に、会場内の消毒を行う。特に、入り口ドアノブ等の多くの人が触れる場所について、徹底する。
- ・会場入り口には消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を準備する。
- ・会場内の他参加者との距離を確保した別テーブルや窓際などに、飲料コーナーを設置する。

(2) 使用物品等の準備と対応

- ・会場で使用する準備については、協定事業者および講師と連携し対策を行う。
- ・会場で使用する物品（ジョイントマット、案内看板、筆記用具、絵本、玩具等）に関しては、イベント開始前（準備時）および終了後に消毒を行う。

(3) 受付時の対応

- ① 参加者に対し、大人はマスクを常時着用すること、会場に入る前に手指消毒を行うことを徹底する。
- ② 検温を実施し、体調を確認する。

(4) 事業内容

- ① 講座の内容は、親子以外が身体的に接触しない内容に限定する。参加者同士の交流は原則として会話によるものとする。
- ② 向かい合わない場所に着席するなど配置にも注意する。
- ③ 内容の決定にあたっては、以下に留意する。
 - ・ 接触感染の可能性
参加者相互の接触や、共通して触れるものがどれだけあるか。
 - ・ 飛沫感染の可能性
参加者同士の距離はどの程度維持できるか。参加者が共に会話する場面がどれだけあるか。

| 事業内容の例 | |
|--|--|
| 避けるもの | 工夫して行うもの |
| ・ 共同の遊具を用い、交流して行う遊び (例：みんな一緒に積み木遊び) | ・ 親子で行うスキンシップや遊び (例：親子のふれあい遊び、手遊び) |
| ・ 参加者全員でふれあう遊び (例：手をつないで輪になっての遊び、電車ごっこ) | ・ 参加者が一定の距離を取って参加するもの (例：よみきかせ、紙芝居、パネルシアター) |
| ・ 用具を共有する取組 (例：工作の文房具を共有する) | ・ 用具を共有しない取組 (例：材料を一組ずつ配布しての工作) |
| ・ 大きな声を発する遊び (例：歌って遊ぼう) | ・ 講師による講座形式のもの (例：離乳食や救急対応の講座) |

飛沫感染：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。

他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

(学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
(2020.12.3 Ver.5) 文部科学省)

(5) 開催中の対応

- ・ 講師および参加者同士の間隔が密接になりすぎないように、適宜注意喚起を行う。
- ・ 講師、参加者ともにマスク着用とする。マスクを外した状態での会話は行わ

ない。

- ・飲み物を飲む際は、指定された飲料コーナーに移動する。飲水時以外は、マスクを速やかに着用する。

【参考】

- ・「3つの密を避けるための手引き」（厚生労働省）
- ・「『新しい生活様式』の実践例」（令和2年5月4日「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」内資料）（厚生労働省）